



いなべ市

プレスリリース資料 (No.56)

平成24年11月5日

内容 (テーマ)	「いなべ産品使用宣言店」 募集スタート 県内初!
日時 (時期)	平成24年11月7日 (いいいなべ!)
場所	
市長出席の有無	有 ・ 無
特記事項	<p>いなべで採れた農作物等(いなべ産品)を積極的に使用・販売することを宣言する飲食店等を「いなべ産品使用宣言店」として登録し、共通の『のぼり』と『ステッカー』をPR資材として提供。(添付写真のもの)</p> <p>いなべを訪れた人をはじめ、いなべのものを安心して食べたい人はのぼりやホームページで確認して、お店に入ることができる。</p> <p>市は、ホームページなどで宣言店を紹介することで、その取り組みを応援し、地産地消の推進を図る。<u>このような応援制度は県内で初めての取り組み。</u></p> <p>登録対象は、飲食店、宿泊施設、加工食品販売店、農産物直売所、小売店。飲食店には、さらにメニューボードを提供することで、来店者がどのメニューにどのいなべ産品が使用されているかを確認できる仕組み。</p> <p>今年度の募集期間は11月7日から1月31日まで。</p> <p>登録された飲食店等には、2月に登録証及びPR資材を交付。</p> <p><u>11月7日を“いいいなべ”のゴロあわせで、キャンペーンスタートの日としました。</u></p>
担当課係名 電話番号	農林商工部 獣害・ブランド対策室 0594-46-6060
記者説明の有無	有(場所 日時) ・ 無